

令和8年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程）

小論文（未修者）

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は（そのⅠ）・（そのⅡ）・（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

〔このページは空白です。〕

小論文（配点 100 点）

I. 長文読解

石川幹子『緑地と文化—社会的共通資本としての^{もろ}杜』(岩波書店・2025 年) に掲載された以下の文章を読んで、下記の設問 1 及び設問 2 に答えなさい。

(配点:70 点)

「インフラストラクチャー」という用語の起源は、ラテン語の基盤を意味する「インフラ」(infra)と、構造を意味する「ストウルクトゥーラ」(structura)を、近年になり合成した言葉であると言われている。インフラストラクチャーという用語自体の初出は、フランス語(1875 年)であり、次いで 1887 年には英語にも登場したとされており、いずれも「システムの基盤を形成する装置」を意味した。

原点となる、ローマに遡れば、ローマ人の創り出したインフラは、街道、橋、水道、港、神殿、公会堂、広場、劇場等、ハードなインフラだけではなく、安全保障、治安、税制、医療、教育、通貨等、ソフトなインフラまでにも及んだ。「インフラ・ストウルクトゥーラ」という二つを合わせた言葉は、ローマには存在しなかったが、その定義は、「人間が人間らしい生活をおくるためのモーレス・ネチェサーリエ、すなわち必要な大事業」であるとされた。

「すべての道はローマに通じる」と言われているように、ローマ人がつくったインフラは、現在のイタリア、オーストリア、ルーマニア、ギリシャ、トルコ、エジプト、モロッコ、スペイン、ポルトガル、フランス、ドイツ、イギリスに及ぶ広大なものである。紀元前三世紀に創り出された、これらのインフラは、時を越えて継承され、今日なお、人びとの暮らしの基盤を支えている。

時代を経て、インフラを明確に定義したのが、宇沢弘文の『社会的共通資本』である。ローマ人が定義した「人が人として暮らしていくための基盤」について、宇沢は、次のように定義をしている。

要件一 社会的共通資本は、一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置を意味する。

要件二 社会的共通資本は、一人一人の人間の尊厳を守り、魂の自立を支え、市民の基本的権利を最大限に維持するために不可欠な役割を果たすものである。

要件三 社会的共通資本は、たとえ私有ないしは私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、社会全体にとっての共有の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営される。

要件四 社会的共通資本はこのように、純粋な意味における私的資本ないしは希少資源と対置されるが、その具体的な構成は先験的あるいは論理的基準にしたがって決められるものではなく、あくまでも、それぞれの国ないし地域の自然的、歴史的、文化的、社会的、経済的、技術的諸要因に依存して政治的なプロセスを経て決められるものである。

その上で、宇沢は、社会的共通資本を以下の三つのカテゴリーに分類した。

- ・ 自然環境：山、森林、川、湖沼、湿地帯、海洋、水、土壌、大気
- ・ 社会的インフラ：道路、橋、鉄道、上・下水道、電力
- ・ 制度資本：教育、医療、金融、司法、文化

この三つのカテゴリーは、互いに支え合いながら社会の持続的維持に寄与するとされている。

(中 略)

一人一人の人間としての尊厳、魂の自立、暮らしの場の豊かさと文化を次世代へと繋いでいくためには「変わるものと、変わらないもの」を、社会が明確に峻別する力を有していなければならない。1980年代より、都市計画の規制緩和が、経済活性化のために必要とされ、2002年には都市再生特別措置法が制定された。規制緩和の原則は、次の五点にある。何を対象とするのか、緩和による社会への貢献は何か、何処まで緩和を行うのか、代替措置をどのようにするか、そして如何なる公明正大な手続きを踏むかである。

しかし「社会的共通資本としての緑地」は、市街地の容積率の引き上げや用途の変更等の規制緩和とは一線を画するものであり、有為転変する都市にあって「変わってはならないもの」であるという社会的合意形成が必要である。

緑地は、本書で明らかにしたように、時間のスケールが全く異なるものである。帯広は、「^{せんこふえつ}千古斧鉞」を知らぬアイヌの人々が護ってきた杜との共存を目標としており、東日本大震災からの復興は、八千年にわたる阿武隈川の氾濫により

形成された「微高地」と江戸期よりの居^い久^く根^ねを安全なまちづくりの規範とした。

東京については「千年の杜・東京」のヴィジョンが必要であることを述べた。

このことから「社会的共通資本としての緑地」は、次のように定義することができる。

「社会的共通資本としての緑地」（グリーンインフラ）は、自然環境を生かし、地域固有の歴史、文化、生物多様性を踏まえ、地球環境の持続的維持と安心・安全な暮らし、人びとの命の尊厳を守るために、戦略的計画に基づき構築される「社会の富」である（略）。

一 「社会的共通資本としての緑地」（グリーンインフラ）は、人と自然との共生を究極の目的とし、文化を支え、地球環境の持続的維持に寄与するものである。

二 「社会的共通資本としての緑地」は、コミュニティから都市、広域圏、地球環境にまで繋がりを有し、ネットワーク構造を有することにより、その真価を発揮することができる。このためには、法、技術、政策、財源、マネジメントに裏付けされた「戦略的計画論」の構築が必須である。

三 「社会的共通資本としての緑地」は、優れて、それぞれの地域固有の形態を表出するものであり、生態系の回廊を形づくり、水循環を支え、安心で安全な暮らしの場を提供し、人と自然が生み出す文化的風土を形成するものである。

四 それ故に、「社会的共通資本としての緑地」は、所与のものとして存在するものではなく、地域に暮らす人びとの協働と不断的努力により動的に変化していくものであり、持続可能な社会に向けて将来世代へと手渡していく必要がある。

設問 1 緑地が宇沢弘文の分類における「自然環境」として、社会的共通資本になりうる理由について、本文の趣旨を踏まえて、自分の言葉で説明しなさい。

なお、解答は解答用紙（その I）に行うこと。

（配点：30 点）

設問 2 社会的共通資本としての緑地に関する著者の定義のうち、下線を引いた定義二について、どのような内容を示すものか、自分の言葉で具体的に説明しなさい。

なお、解答は解答用紙（そのⅡ）に行うこと。

（配点：40 点）

Ⅱ. 論理力を試す問題

以下の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

（配点：30 点）

ある法科大学院の図書室には書棚が 3 つ（A, B, C）あり、そこにはいろいろな分野の本が次のア～ウの基準で収納されている。

ア 民法または刑法の本であって、かつ、出版年が 1970 年以降の本であれば書棚 A

イ 憲法の本、または、出版年が 1960 年以降の商法の本であれば書棚 B

ウ 上記に該当しない本はすべて書棚 C

設問 1 「1965 年に出版された本が複数の書棚に収納されている可能性はない」という主張は真か、それとも偽か。また、その理由を説明しなさい。

なお、解答は解答用紙（そのⅢ）に行うこと。

（配点：15 点）

設問 2 「ある本が書棚 B または C に収納されていれば、その本の出版年は 1969 年以前、かつ、民法以外または刑法以外の本である」という主張は真か、それとも偽か。また、その理由を説明しなさい。

なお、解答は解答用紙（そのⅢ）に行うこと。

（配点：15 点）

[このページは空白です。]

解答用紙 小論文 そのⅠ

受験 番号				
----------	--	--	--	--

総 点	
--------	--

評 点	
--------	--

解答用紙 小論文 そのⅡ

受験 番号			
----------	--	--	--

評 点	
--------	--

2026A

解答用紙 小論文 そのⅢ

受験 番号				
----------	--	--	--	--

Handwriting practice lines (ruled paper) for the essay response.

評 点	
--------	--